

令和8年度 岐阜県職員（ヘリコプター整備士）採用選考案内

申込受付：随時募集（応募者・採用者の状況により募集を打ち切ります）

1 採用予定人員・職務内容

区 分	採用予定人員	職 務 内 容
ヘリコプター 整備士 【A区分】	若干人	知事部局の部課に勤務して、ヘリコプター（ベル式412EP型）の整備業務等に従事します。
ヘリコプター 整備士 【B区分】	若干人	

2 受験資格

区分	受 験 資 格
ヘリコプター 整備士 【A区分】	申込日現在、次の要件をすべて満たす人 1 昭和42年4月2日以降に生まれた人 2 航空法（昭和27年法律第231号）に基づく一等航空整備士（回転翼航空機）の資格を有する人 3 自治体、国、航空運送会社等で一等航空整備士としての整備実務経験を10年以上有する人 4 社会人経験が、以下の①から③の学歴区分に定める年数以上通算してある人 ①大学卒：15年以上、②短大卒：18年以上、③高校卒：20年以上
ヘリコプター 整備士 【B区分】	申込日現在、次の要件をすべて満たす人 1 昭和40年4月2日以降に生まれた人 2 航空法（昭和27年法律第231号）に基づく二等航空整備士（回転翼航空機）（平成11年改正前の航空法に基づく三等航空整備士（回転翼航空機）を含む。）以上の資格を有する人 3 自治体、国、航空運送会社等で二等航空整備士以上の資格を有する者としての整備実務経験を5年以上有する人 4 社会人経験が、以下の①から③の学歴区分に定める年数以上通算してある人 ①大学卒：6年以上、②短大卒：8年以上、③高校卒：10年以上

◎ただし、次の各号の一に該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 岐阜県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

◎受験資格等の確認について

受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行うとともに、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

3 受験手続

申 込 書 提 出 先	岐阜県 危機管理部 防災課 〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁5階）
申込方法	・『申込書1～3』に必要事項を記入し、下記必要書類を添付してください。 【必要書類】 ①航空整備士（回転翼航空機）技能証明書の写し ②航空機整備経歴書（所定様式） ・次のいずれかの方法で申し込んでください。 1 オンラインで提出する場合 以下のURL又は二次元コードから申込フォームにアクセスし、申し込んでください。 https://logoform.jp/form/T8mB/1692621  ※申込みの際には<no-reply@logoform.jp>よりメールが届くため、予め迷惑メール設定からの解除、又は受信設定をお願いします。 ※申込データ送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信されますのでご確認をお願いします。メールが届かない場合は、再度申込をせず、岐阜県危機管理部防災課管理調整係（058-272-1132）までご連絡ください。 2 申込書を郵送する場合 必ず郵便追跡が可能な特定記録郵便又は簡易書留郵便にして、封筒の表に、「ヘリコプター整備士採用選考申込書在中」と朱書きの上、岐阜県危機管理部防災課へ郵送してください。 なお、封筒の裏面には住所及び氏名を明記してください。 3 申込書を持参する場合 岐阜県危機管理部防災課（県庁5階）へ提出してください。 ※申込書は、岐阜県危機管理部防災課で配布しています。 岐阜県庁のホームページからプリントアウトしたものも使用できます。 https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11115/ （トップページ > 組織でさがす > 危機管理部 > 防災課） ※申込書を郵送で請求する場合は、返信用封筒（140円分の切手を貼った角形2号の封筒にご自分の郵便番号・住所・氏名を明記したもの）を同封のうえ、封筒の表に「ヘリコプター整備士採用選考申込書請求」と朱書きして郵送してください。

補 足	・随時募集しています。 ・ただし、応募者・採用者の状況により募集を打ち切ります。 ・申込書を持参する場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなります。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。 ・申込書の記入内容等に不備がある場合は、受付できずに返送することがあります。
-----	--

4 選考の方法

区 分	選 考 内 容	
第1次選考	書 類 選 考	これまでの社会人経験、職務を通じて培った知識・能力について、どのように県行政に活用することが可能か『申込書1～3』の記載内容により審査を行います。
第2次選考	適 性 検 査	職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。
	口 述 試 験	人物及び専門的知識について個別面接による試験を行います。

5 合否結果連絡等

選 考	方法及び時期等
第1次選考	受験者全員に合否の結果をメールにて通知します。 結果通知は、申込書を県が受理してから、おおむね2～3週間程度で行う予定です。 第1次選考合格者へは、第2次選考の実施日を個別に調整させていただきます。
第2次選考	受験者全員に合否の結果をメールにて通知します。 結果通知は、第2次選考の実施日から、おおむね2週間程度で行う予定です。

6 採用等

採用時期は、個別に相談のうえ決定します。

採用時の予定職位は各人のこれまでの職務経験等に応じ決定します。(ヘリコプター整備士【A区分】での採用については、これまでの経験等を踏まえ、管理職として採用することもあります。)

なお、採用後に整備していただくヘリコプターは、防災ヘリコプター(ベル式412EP型)であり、採用となられた方がベル式412型の技能証明に係る航空機の型式限定を有していない場合は、採用後に限定変更のための訓練を実施します。

7 給与等

初任給は、学校卒業後、民間等における職歴その他を勘案のうえ決定され、55歳までは原則

として毎年1回定期的に昇給します。

また、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれ支給条件に応じて支給されます。

原則として、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、給料月額等が7割措置となります。

8 選考結果の提供

第2次選考に限り、受験者本人に対し選考結果を、合格発表の当日から1ヶ月間、知事公室人事課（岐阜県庁4階）で提供します。

この際、個人番号カード等写真により本人と確認できるものを持参してください。提供する内容は「総合得点」と「順位」です。

なお、電話、はがき等による問い合わせには応じられません。

9 問い合わせ先

岐阜県危機管理部防災課（管理調整係）

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁5階）

TEL（058）272-1132（直通）

岐阜県庁危機管理部防災課ホームページ

[<https://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/11115/>]